

高知県小児医療施設支援事業費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県小児医療施設支援事業費交付金(以下「交付金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付金の目的)

第2条 県は、地域の小児医療の拠点となる施設(以下「小児医療施設」という。)での医療提供体制を確保することを目的として、経営状況や医療需要の急激な変化の影響を受ける小児医療施設に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付対象者、交付額等)

第3条 交付金の交付対象者、交付要件及び交付額については、別表第1に定めるとおりとする。

(交付金の申請)

第4条 交付申請書の様式は、別記第1号様式とし、交付対象者は、その他の関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定等)

第5条 知事は、交付金の交付の申請が適当であると認めたときは、交付金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。ただし、当該申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(交付の条件)

第6条 交付金の交付の目的を達成するため、申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金の交付要件となる専ら15歳未満の小児への診療機能を変更する場合は、事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 交付金の交付要件となる専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数が申請と異なる状況であったと判明した場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 給付に係る収入を明らかにした帳簿並びに当該収入についての証拠書類を事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交付金事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項を遵守すること。
- (5) 納期限の到来した県税について滞納がないこと。

(交付金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、交付対象者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めたとき

は、交付金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 交付対象者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めた場合
- (2) 交付金の交付要件となる令和5年度における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度までの3年間の平均を上回ると判明した場合
- (3) 申請内容を偽り、その他不正の手段により交付金の交付を受けたと認める場合

(交付金の返還等)

第8条 知事は、前条の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて交付金を返還させるものとする。

2 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金を返還させるものとする。

(実績報告等)

第9条 交付対象者は交付が完了した日から30日以内に別記第3号様式により、実績報告を行うものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(検査等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(個人情報の保護)

第12条 事業の実施に当たって知り得た個人情報は、交付対象者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 交付対象者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）その他の法令の規定を遵守しなければならない。

(情報の開示)

第13条 当事業又は交付対象者等に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条第3号、第7条、第8条及び第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

事業区分	小児医療施設支援事業
交付対象者	<p>本事業の対象となる小児医療施設は、以下のいずれかに相当する機能を持つ病院とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））の別紙「小児医療の体制構築に係る指針」に規定する小児中核病院 2 「救急医療対策の整備事業について」（昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知）の別添「救急医療対策事業実施要綱」（令和6年3月29日一部改正）に規定する小児救命救急センター及び小児救急医療拠点病院 3 小児科を専門とする病院のうち、次の要件を全て満たしているもの <ol style="list-style-type: none"> （1）入院を要する二次救急医療機関として必要な診療機能や専用病床を備えていること。 （2）小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えていること。 （3）初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児救急患者を受け入れていること。
交付要件	<p>次の要件を満たすこと。</p> <p>令和5年度における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度の3年間における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数の平均を下回ること。</p>
交付額	<p>次の算定方法により算定した額。</p> <p>許可病床のうち、小児科部門の病床数×25万円 （ただし、令和5年度における小児科部門に係る総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄附金その他の収入額（以下「収入額」という。）を控除した額を上限とする。また、収入額が対象経費の実支出額を上回っている場合は、交付しないこととする。）</p>

別表第2（第5条－第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。